

エリアサポート体制 モデル園実施要領

第1 趣旨

この要領は、エリアサポート体制要綱第14条の規定に基づき、モデル園の目的及び研究内容等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

子どもへの指導・支援の方法や園・所内の支援体制の在り方について研究を行うことにより、認定こども園・幼稚園・保育所等における特別支援教育の推進を図ることを目的とする。

第3 研究内容

モデル園は、エリア拠点校や特別支援学校、及び県・市町村教育委員会と連携しながら以下の内容を参考に、モデル園の実態に即して特別なニーズのある子どもの教育・保育に関する具体的な実践研究を行う。

- (1) 子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について
- (2) 認定こども園・幼稚園・保育所等の実態に即した園内支援体制整備の在り方について
- (3) 引継ぎ書の活用や相互参観、情報交換会の実施等による小学校との連携の在り方について
- (4) 幼児期の発達チェックリスト等を活用した、早期発見、早期支援の在り方について
- (5) 「相談支援ファイル」等を活用した保護者との教育相談及び連携の在り方について
- (6) その他、特別支援教育の推進に関することについて

第4 期間

モデル園を依頼する期間は1年間とする。(ただし、再依頼を妨げない。)

第5 研究報告

モデル園は、研究した内容等をエリア内の認定こども園・幼稚園・保育園等に広く発信していくよう努める。

第6 その他

収集した情報は、個人のプライバシーに関するため、資料の取扱及び管理については、厳重に対処することとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。